

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費支給申請書等（受領委任分）の提出に関する留意事項について

【提出先】

〒010-0951

秋田県秋田市山王4丁目2番3号 秋田県市町村会館内

秋田県国民健康保険団体連合会 審査管理課審査業務班

【提出期限】

原則、毎月10日。

※期限までに到着しない場合は、翌月の受付分となります。

【提出物】

- (1) 療養費支給申請書（様式第6号、様式第6号の2）
 - (2) 療養費支給申請総括票（Ⅰ）（様式第8号）
 - (3) 療養費支給申請総括票（Ⅱ）（様式第9号）
 - (4) 往療内訳表（様式第7号）…必要に応じて提出
※令和6年10月1日以降の施術分からは提出不要
 - (5) 同意書（又は診断書）…必要に応じて提出
 - (6) 施術報告書（写し）…必要に応じて提出
 - (7) 1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書…必要に応じて提出
- ・厚生労働省が通知で示している様式等を使用してください。
 - ・上記以外の提出物は受け付けておりません。
 - ・福祉医療費分に係る申請書等は従前どおり市町村に提出してください。

※通知および様式等については、厚生労働省ホームページをご確認ください。

厚生労働省ホームページ「療養費について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/iryuuhoken13/index.html

【記載内容の留意点】

申請書等の作成にあたっては、厚生労働省の通知や疑義解釈資料等に基づき作成してください。また、次の事項にご留意ください。

療養費支給申請書

- ①「保険者番号」「被保険者等の記号番号」等は次のとおり記入してください。
 - ・被保険者証に記載されているものを記入してください。
 - ・桁数に注意して記入してください。
(先頭が「0」の場合、省略せずに記入してください。)
- ②「請求区分」欄は、初療月は「新規」、それ以外は「継続」を○で囲んでください。
- ③「転帰」欄は次のとおり○で囲んでください。
 - ・「継続」…施術が継続中の場合
 - ・「治癒」…当該傷病が治癒し施術を終了した場合
 - ・「中止」…治癒しないまま施術を取り止めた場合
 - ・「転医」…保険医療機関等に引き継いだ場合
- ④「施術期間」欄は次のとおり記入してください。
 - ・施術期間欄の「自」…請求区分欄が「新規」→同意書が交付されて初めての施術日
請求区分欄が「継続」→当月の初めの日（1日）を記入
 - ・施術期間欄の「至」…転帰欄が「継続」→当月の末日を記入
転帰欄が「治癒」「中止」「転医」→当月の最終施術日を記入
- ⑤「施術日」欄は次のとおり記入してください。
 - ・通院の場合、施術日を「○」で囲む
 - ・往療の場合、施術日を「◎」で囲む（往療料の算定の有無は問いません）

注）令和6年10月1日以降の施術分からは様式が変更されますので次のとおり記入してください。

 - ・通所の場合、施術日に「○」を記入する
 - ・往療の場合、施術日に「◎」を記入する
 - ・訪問施術料1に該当の場合、施術日に「①」を記入する
 - ・訪問施術料2に該当の場合、施術日に「②」を記入する
 - ・訪問施術料3に該当の場合、施術日に「③」を記入する
- ⑥「同意記録」欄は次のとおり記入し、同意書の内容と相違ないようにご注意ください。
 - ・同意書を添付している場合は記入不要です。
 - ・変形徒手矯正術を行う際に月途中の同意を得ているなど、添付の同意書によって当月すべての同意期間が確認できない場合は、前回の同意記録を記入してください。
- ⑦施術管理者以外の施術者（勤務する施術者）が施術を行う場合、「施術内容欄」の「摘要」に当該勤務する施術者の氏名と施術日を記入してください。

⑧患者の症状により署名又は押印ができず、他の者が代理で行う場合は次のとおり記入してください。

- ・代理で署名又は押印した者の氏名を記入
- ・請求権者（被保険者等）との関係を記入
- ・代理で署名又は押印した理由を記入

1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書

①初療の日から1年以上経過している患者であって、かつ、1月間の施術を受けた回数が16回以上の場合は申請書に記入書を添付してください。

なお、月途中で初療日から1年を経過した場合は、その日から当月の末日までに16回以上施術を行った場合に記入書を添付してください。

②同一の患者に対して、同一月内に複数の施術者がそれぞれ施術を行った場合は、当該患者に対して、中心的に施術を行った施術者が代表して記入してください。

往療内訳表 ※令和6年10月1日以降の施術分からは提出不要

①往療料を算定している場合は、申請書に必ず添付してください。

※往療料を算定していない申請書には、添付不要です。

②「同一日・同一建物記入欄」は次のとおり記入してください。

- ・往療料を算定している場合、「◎」を記入
- ・往療したが往療料を算定していない場合、「○」を記入

※同一日の同一建物への往療に該当しない場合は、この欄には記入しないでください。

③「往療の起点」欄は次のとおり記入してください。

- ・住所を書く場合

個人宅の場合…○丁目まで記入

施設や集合住宅などの場合…○丁目○番○号等と記入

（個人情報に配慮し、建物名の記入は不要）

④「施術した場所」欄は次のとおり記入してください。

- ・申請書に記入した申請者（被保険者）の住所が患者の自宅の場合…「自宅」等と記入
- 患者の自宅でない場合…患者の住所（「○丁目○番○号」等）を記入
- ・患者が施設に入所している場合は施設の所在地及び施設名を記入

同意書（又は診断書）

- ①同意書により支給可能な期間のうち、初回の施術を含む申請書には当該同意書の原本を添付してください。
- ②再同意の場合は、支給可能な期間の最終月（暦月）に交付された同意書（又は診断書）の原本を翌月分の申請書に添付してください。
例）支給可能な期間が1月末までである場合
 - ・1月に交付された同意書の原本…2月分の申請書に添付
 - ・1月分の申請書の「同意記録」各欄…12月以前の同意書に係る内容を記入
 - ・原本を添付した2月分の申請書…「同意記録」各欄の記入不要
- ③支給可能な期間の最終月（暦月）より前に交付された同意書（又は診断書）の原本は交付された月分の申請書に添付してください。
例）支給可能な期間が1月末までである場合
 - ・12月に交付された同意書の原本…12月分の申請書に添付
 - ・12月分の申請書の「同意記録」各欄…11月以前の同意書に係る内容を記入
- ④同意区分及び診察日（直近の診察日）、同意日等の記載もれについてご留意ください。

施術報告書（写し）

○施術報告書交付料を算定している場合は、当月分の申請書に必ず添付してください。

※通知および様式等については、厚生労働省ホームページをご確認ください。

厚生労働省ホームページ「療養費について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/iryuuhoken13/index.html

【申請書の提出に関する問合せ先】

秋田県国民健康保険団体連合会

審査管理課 審査業務班

TEL：018-862-3855